

大阪府サービス等利用計画サポートツール ～相談支援の質の向上に向けて～

平成 29 年 3 月

大阪府障がい者自立支援協議会ケアマネジメント推進部会

◆はじめに

平成 24 年 4 月より改正障害者自立支援法（現「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」）が施行され、基幹相談支援センターの設置や支給決定プロセスに障がい者ケアマネジメントに基づき作成されたサービス等利用計画案の提出を組み入れるなど、相談支援体制の充実強化に向けた取り組みが図られました。

また、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則」（平成 18 年厚生労働省令第 19 号）附則第 5 条による経過措置期間が終了する平成 27 年 4 月からは、全ての障がい福祉サービス及び障がい児通所支援の利用申請について、サービス等利用計画又は障がい児支援利用計画を作成することとなり、原則として全ての障がい児者に専門的な相談支援が実施されることとなりました。

相談支援専門員は、障がい福祉サービス等の社会資源を適切に結びつけるケアマネジメントの担い手として位置づけられており、大阪府では、相談支援専門員を増やすため、相談支援専門員の養成研修を拡充するなど相談支援を担う人材の育成に取り組み、サービス等利用計画の作成数の増加を図ってきました。

今後は相談支援専門員の確保とともに、サービス等利用計画等の質の向上を図るため、相談支援専門員の資質向上を目指した人材育成及び相談支援体制の充実・強化が必要と考えます。

本部会では、相談支援の質の向上を目的として、相談支援専門員自身、相談支援事業者、基幹相談支援センター、自立支援協議会、市町村、利用者本人等が、サービス等利用計画の評価を行う際の視点、しくみについて検討し、実務に役立てていただけるよう「大阪府サービス等利用計画サポートツール」を作成しました。このツールをサービス等利用計画に関わるすべての関係者に活用いただき、大阪府における質の高い相談支援の実現につながれば幸いです。

平成 29 年 3 月

大阪府障がい者自立支援協議会ケアマネジメント推進部会

【目次】

◆はじめに	1
第1章 サービス等利用計画に求められるもの、相談支援の質の向上について	3
(1) 相談支援、サービス等利用計画の果たす役割	3
(2) 相談支援の質の向上に資するサービス等利用計画の評価の必要性	6
第2章 サービス等利用計画サポートツールについて	13
(1) サービス等利用計画作成に当たり必要な4つの視点	13
(2) チェックの仕組み	14
(3) シートについて	15
◆大阪府サービス等利用計画サポートツール(Excel)	
第3章 サービス等利用計画の評価、質の向上に関する取り組み、体制整備について	17
(1) 評価ツールを作成、実施している市町村の取り組み	18
(2) 市町村自立支援協議会、事業所連絡会による質の向上の取り組み	20
(3) 大阪府の役割	27
◆参考資料	31
◆おわりに	55
◆大阪府障がい者自立支援協議会ケアマネジメント推進部会 委員名簿	56